



市章

彦根市公報

令和6年(2024年)6月17日

第1918号

月曜 日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

○ 条例	
25 彦根市医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	2
○ 告示	
122 予算の要領の公表	3
123 自転車等の移動および保管	3
124 自転車等の移動および保管	4
125 自転車等の移動および保管	4
126 自転車等の移動および保管	5
127 自転車等の移動および保管	6
128 自転車等の移動および保管	6
129 指定緊急避難場所の指定	7
130 認可地縁団体の告示事項の変更	7
132 令和6年度国民健康保険料の保険料率の決定	8
133 健康診査手数料の徴収事務の委託	8
134 健康診査手数料の徴収事務の委託	9
135 健康診査手数料の徴収事務の委託	9
136 健康診査手数料の徴収事務の委託	10
136の2 彦根市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部改正	10
136の3 彦根市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部改正	14
136の4 彦根市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスAに要する費用の額を定める要綱の一部改正	16
136の5 彦根市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスAに要する費用の額を定める要綱の一部改正	19
137 彦根市議会定例会の招集	21
○ 公告	
彦根市農用地利用集積計画公告	22
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告	22
○ 選挙管理委員会告示	
8 選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録する日	22
9 彦根市選挙管理委員会の招集	22
10 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数	22
○ 農業委員会告示	
5 彦根市農業委員会定期総会の招集	23
○ 水道事業告示	
5 彦根市指定給水装置工事事業者の指定	23
○ 消防本部告示	
1 彦根市消防本部遠隔移報システム通報指導要綱の廃止	23

彦根市医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 5 月 20 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 25 号

彦根市医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

彦根市医療費の助成に関する条例(平成 15 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

目次中「重度心身障害老人」を「重度障害老人」に改める。

第 1 条中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に、「重度心身障害老人」を「重度障害老人」に改める。

第 2 条第 2 号中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に改め、「次の」の次に「アからオまでの」を、「該当する者」の次に「(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。))第 50 条に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者を除く。)」を加え、同号ア中「規則別表」を「省令別表第 5 号」に改め、同号に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 1 項に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。))の交付を受けている者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する障害等級(以下「障害等級」という。))の 1 級に該当するもの

オ 児童相談所または更生相談所において知的障害の程度が中度と判断された者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、障害の程度が障害等級の 2 級に該当するもの

第 2 条第 6 号中「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。))」を「高齢者医療確保法」に改め、同条第 9 号の 2 中「重度心身障害老人」を「重度障害老人」に、「アからウまで」を「アからオまで」に改め、同号ア中「規則別表」を「省令別表第 5 号」に改め、同号に次のように加える。

エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が障害等級の 1 級に該当するもの

オ 更生相談所において知的障害の程度が中度と判断された者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、障害の程度が障害等級の 2 級に該当するもの

第 2 条第 9 号の 3 中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する」および「(以下「障害等級」という。))」を削り、同条第 9 号の 4 中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により」を削り、同条第 12 号中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に、「重度心身障害老人」を「重度障害老人」に改める。

第 2 条の 2 中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に改める。

第 2 条の 3 第 1 項中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に、「規則別表」を「省令別表第 5 号」に改める。

第 3 条第 2 項第 1 号中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に改め、同項第 2 号中「重度心身障害者(児)(」を「重度障害者(児)(」に、「重度心身障害者(児)等」を「重度障害者(児)等」に改め、同条第 4 項中「、重度心身障害者(児)」を「、重度障害者(児)」に、「重度心身障害者(児)等」を「重度障害者(児)等」に改める。

第 7 条第 1 項中「重度心身障害者(児)等」を「重度障害者(児)等」に改める。

第 8 条第 3 項中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に改める。

第 3 章の章名を次のように改める。

第 3 章 重度障害老人に対する福祉助成費の助成

第 13 条中「重度心身障害老人」を「重度障害老人」に改める。

第 14 条第 1 項中「重度心身障害老人」を「重度障害老人」に、「規則別表」を「省令別表第

5 号」に改め、「児童相談所または」を削る。

第 16 条第 1 項中「重度心身障害老人等福祉助成券」を「重度障害老人等福祉助成券」に改める。

第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(助成の期間)

第 19 条の 2 福祉助成費の助成は、助成対象者となった日の属する月の初日からその者が助成対象者でなくなった日までの間に受けた医療に係る医療費について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、月の中途において本市の区域内に居住することとなった助成対象者の助成の期間の始期は、当該居住することとなった日とする。

第 20 条中「重度心身障害老人に」を「重度障害老人に」に、「重度心身障害老人等福祉助成券交付申請書」を「重度障害老人等福祉助成券交付申請書」に改める。

付 則

1 この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

2 改正後の彦根市医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る福祉医療費および福祉助成費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費および福祉助成費の助成については、なお従前の例による。

告 示

彦根市告示第 122 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 219 条第 2 項の規定により、令和 6 年 5 月 17 日市議会の議決を経た令和 6 年度(2024 年度)彦根市一般会計補正予算(第 2 号)の要領を次のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 17 日

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

彦根市告示第 123 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 10 条に該当したため

2 移動区域

彦根駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和 6 年 3 月 1 日午前 11 時頃

令和 6 年 3 月 11 日午後 1 時頃

令和 6 年 3 月 15 日午後 3 時頃

令和 6 年 3 月 29 日午後 2 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)および彦根駅前第 1 自転車駐車場(彦根市古沢町 141 番地 10)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 124 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 10 条に該当したため

2 移動区域

南彦根駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和 6 年 3 月 15 日午後 2 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 125 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 10 条に該当したため

2 移動区域

稲枝駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和 6 年 3 月 15 日午後 1 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 126 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 21 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 11 条第 2 項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

令和 6 年 3 月 1 日午前 10 時頃

令和 6 年 3 月 8 日午前 11 時頃

令和 6 年 3 月 11 日午前 11 時頃および午後 4 時頃

令和 6 年 3 月 18 日午前 11 時頃

令和 6 年 3 月 22 日午後 2 時頃

令和 6 年 3 月 25 日午後 2 時頃

令和 6 年 3 月 29 日午後 2 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 127 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 11 条第 2 項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

令和 6 年 4 月 8 日午後 1 時頃

令和 6 年 4 月 12 日午後 2 時頃

令和 6 年 4 月 19 日午後 2 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 128 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 移動理由
条例第 10 条に該当したため
- 2 移動区域
彦根駅前自転車等放置禁止区域
- 3 移動日時
令和 6 年 4 月 12 日午後 3 時
- 4 保管場所
彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)
- 5 保管期間
告示の日から 3 箇月間
- 6 返還日時
 - (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
 - (2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続
事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。
 - (1) 自転車等の鍵
 - (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
 - (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 129 号

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 49 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 27 日

彦根市長 和田 裕 行

- 1 指定した指定緊急避難場所
 - (1) 名 称 新海町公民館周辺施設
 - (2) 所在地 彦根市新海町 409 番地
- 2 収容想定人数
 - (1) 地震 1,740 人
 - (2) 水害 230 人
 - (3) 土砂災害 230 人
- 3 使用可能場所
 - (1) 地震 新海町公民館、さざなみホールおよびグラウンド
 - (2) 水害 新海町公民館、さざなみホールおよび憩いの家
 - (3) 土砂災害 新海町公民館、さざなみホールおよび憩いの家
- 4 指定日
令和 6 年 5 月 27 日
- 5 担当課
市長直轄組織危機管理課

彦根市告示第 130 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 28 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
亀山ニュータウンⅢ期自治会	前川 遼太 (略)	木田 義一 (略)
日夏ビッグタウン自治会	廣部 節恵 (略)	竹平 政行 (略)
蔵の町自治会	岩崎 隆雄 (略)	北村 良明 (略)
肥田町自治会	元持 正行 (略)	青木 洋 (略)
松原町自治会	若林 伸欣 (略)	牧野 博文 (略)
古沢町松縄手自治会	北村 敏和 (略)	小椋 道春 (略)

彦根市告示第 132 号

彦根市国民健康保険条例(平成 8 年彦根市条例第 26 号)第 15 条第 1 項、第 24 条第 1 項および第 33 条第 1 項に規定する令和 6 年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、同条例第 15 条第 3 項、第 24 条第 3 項および第 33 条第 3 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 31 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 基礎賦課額の保険料率

- | | | |
|-------------|-------------|----------|
| (1) 所得割 | 100 分の 6.85 | |
| (2) 被保険者均等割 | 1 人について | 27,900 円 |
| (3) 世帯別平等割 | 1 世帯について | 18,800 円 |

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- | | | |
|-------------|-------------|----------|
| (1) 所得割 | 100 分の 2.68 | |
| (2) 被保険者均等割 | 1 人について | 10,700 円 |
| (3) 世帯別平等割 | 1 世帯について | 7,200 円 |

3 介護納付金賦課額の保険料率

- | | | |
|-------------|-------------|----------|
| (1) 所得割 | 100 分の 2.32 | |
| (2) 被保険者均等割 | 1 人について | 11,200 円 |
| (3) 世帯別平等割 | 1 世帯について | 5,600 円 |

彦根市告示第 133 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 12 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和 6 年 6 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 所在地 | 彦根市八坂町 1900 番地 4 |
| (2) 名 称 | 一般社団法人彦根医師会 |
| (3) 代表者 | 会長 小 森 明 彦 |

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)に基づく健康診査、肝炎ウイルス検診および大腸がん検診に係る健康診査手数料の徴収事務

3 委託期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

4 徴収の方法

受託先の徴収方法により徴収する。

5 その他

委託事務は、別表に掲げる実施医療機関で行う。

彦根市告示第 134 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 12 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和 6 年 6 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 彦根市八坂町 1882 番地
- (2) 名 称 彦根市立病院
- (3) 代表者 彦根市病院事業管理者 金 子 隆 昭

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)に基づく健康診査、肝炎ウイルス検診および肺がん検診に係る健康診査手数料の徴収事務

3 委託期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

4 徴収の方法

受託先の徴収方法により徴収する。

彦根市告示第 135 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 12 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和 6 年 6 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 彦根市竹ヶ鼻町 80 番地
- (2) 名 称 医療法人友仁会
- (3) 代表者 友仁山崎病院理事長 西 川 真理恵

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)に基づく健康診査、肝炎ウイルス検診および大腸がん検診に係る健康診査手数料の徴収事務

3 委託期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

4 徴収の方法

受託先の徴収方法により徴収する。

彦根市告示第136号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和6年6月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 彦根市八坂町1882番地
名称 彦根市立病院
代表者 彦根市病院事業管理者 金子隆昭
- (2) 所在地 彦根市竹ヶ鼻町80番地
名称 医療法人友仁会 友仁山崎病院
代表者 理事長 西川真理恵
- (3) 所在地 犬上郡豊郷町八目12番地
名称 公益財団法人豊郷病院
代表者 代表理事 川上賢三
- (4) 所在地 彦根市八坂町1900番地4
名称 一般社団法人彦根医師会
代表者 会長 小森明彦

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成12年彦根市条例第10号)に基づく胃がん検診(胃内視鏡検査)に係る健康診査手数料の徴収事務

3 委託期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

4 徴収の方法

受託先の徴収方法により徴収する。

彦根市告示第136号の2

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱(平成29年彦根市告示第47号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第43条関係)

区分	基本単位数または加算単位数	利用定員超過減算	看護・介護職員減算	高齢者虐待防止措置	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサ	同一建物サービス提供減算	送迎未実施減算
----	---------------	----------	-----------	-----------	-------------	-----------------	--------------	---------

				未実施 減算		ービス提供 加算		
(1) 介護予防 通所介護相当 サービス(要 支援 1)	1 月につき 1,798 単位	100 分の 70	100 分 の 70	100 分の 1	100 分 の 1	100 分の 5	1 月につ き 376 単 位	片道につ き 47 単位
(2) 介護予防 通所介護相当 サービス(要 支援 2)	1 月につき 3,621 単位	100 分の 70	100 分 の 70			100 分の 5	1 月につ き 752 単 位	
(3) 生活機能 向上グループ 活動加算	1 月につき 100 単 位	—	—	—	—	—	—	—
(4) 若年性認 知症利用者受 入加算	1 月につき 240 単 位	—	—	—	—	—	—	—
(5) 栄養アセ スメント加算	1 月につき 50 単 位	—	—	—	—	—	—	—
(6) 栄養改善 加算	1 月につき 200 単 位	—	—	—	—	—	—	—
(7) 口腔機能 向上加算(Ⅰ)	1 月につき 150 単 位	—	—	—	—	—	—	—
(8) 口腔機能 向上加算(Ⅱ)	1 月につき 160 単 位	—	—	—	—	—	—	—
(9) 一体的サ ービス提供加 算	1 月につき 480 単 位	—	—	—	—	—	—	—
(10) 生活機能 向上連携加算 (Ⅰ)	1 月につき 100 単 位(3 月に 1 回を 限度とする。)	—	—	—	—	—	—	—
(11) 生活機能 向上連携加算 (Ⅱ)	1 月につき 200 単 位	—	—	—	—	—	—	—
(12) 口腔・栄 養スクリーニ ング加算(Ⅰ)	1 回につき 20 単 位(6 月に 1 回を 限度とする。)	—	—	—	—	—	—	—
(13) 口腔・栄 養スクリーニ ング加算(Ⅱ)	1 回につき 5 単位 (6 月に 1 回を限 度とする。)	—	—	—	—	—	—	—
(14) サービス 提供体制強化 加算(Ⅰ)(要 支援 1)	1 月につき 88 単 位	—	—	—	—	—	—	—
(15) サービス 提供体制強化 加算(Ⅰ)(要 支援 2)	1 月につき 176 単 位	—	—	—	—	—	—	—
(16) サービス 提供体制強化 加算(Ⅱ)(要 支援 1)	1 月につき 72 単 位	—	—	—	—	—	—	—
(17) サービス 提供体制強化	1 月につき 144 単 位	—	—	—	—	—	—	—

加算(Ⅱ)(要支援2)								
(18) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(要支援1)	1月につき24単位	—	—	—	—	—	—	—
(19) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(要支援2)	1月につき48単位	—	—	—	—	—	—	—
(20) 科学的介護推進体制加算	1月につき40単位	—	—	—	—	—	—	—
(21) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき所定単位数に1,000分の92を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(22) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき所定単位数に1,000分の90を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(23) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき所定単位数に1,000分の80を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(24) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき所定単位数に1,000分の64を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(25) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	1月につき所定単位数に1,000分の81を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(26) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	1月につき所定単位数に1,000分の76を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(27) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	1月につき所定単位数に1,000分の79を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(28) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	1月につき所定単位数に1,000分の74を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(29) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	1月につき所定単位数に1,000分の65を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(30) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	1月につき所定単位数に1,000分の63を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—

(31) 介護職員 等処遇改善加 算(V)(7)	1 月につき所定単 位数に 1,000 分 の 56 を乗じて得 た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(32) 介護職員 等処遇改善加 算(V)(8)	1 月につき所定単 位数に 1,000 分 の 69 を乗じて得 た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(33) 介護職員 等処遇改善加 算(V)(9)	1 月につき所定単 位数に 1,000 分 の 54 を乗じて得 た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(34) 介護職員 等処遇改善加 算(V)(10)	1 月につき所定単 位数に 1,000 分 の 45 を乗じて得 た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(35) 介護職員 等処遇改善加 算(V)(11)	1 月につき所定単 位数に 1,000 分 の 53 を乗じて得 た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(36) 介護職員 等処遇改善加 算(V)(12)	1 月につき所定単 位数に 1,000 分 の 43 を乗じて得 た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(37) 介護職員 等処遇改善加 算(V)(13)	1 月につき所定単 位数に 1,000 分 の 44 を乗じて得 た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(38) 介護職員 等処遇改善加 算(V)(14)	1 月につき所定単 位数に 1,000 分 の 33 を乗じて得 た単位数	—	—	—	—	—	—	—

備考

- この表において「利用定員超過減算」とは、利用者の数が利用定員を超える場合における減算をいう。
- この表において「看護・介護職員減算」とは、看護職員および介護職員の員数が基準に満たない場合の減算をいう。
- この表において「若年性認知症利用者受入加算」とは、若年性認知症の利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを行った場合の加算をいう。
- この表において「要支援 1」とは、要支援 1 の者および彦根市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成 29 年彦根市告示第 43 号)第 7 条第 2 項に規定する第 1 号事業対象者(以下「第 1 号事業対象者」という。)を対象とするものをいう。
- この表において「要支援 2」とは、要支援 2 の者および第 1 号事業対象者を対象とするものをいう。
- (1)の項および(2)の項の単位数は、基本単位数または加算単位数欄の単位数に利用定員超過減算、看護・介護職員減算、高齢者虐待防止措置未実施減算および業務継続計画未策定減算のうち該当するいずれかの欄の割合を乗じて得た数に、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、同一建物サービス提供減算および送迎未実施減算のうち該当する欄の単位数(中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算にあっては、基本単位数または加算単位数欄の単位数に中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算欄の割合を乗じて得た数)を加え、または減じた数とする。
- この表において「所定単位数」とは、(1)の項から(20)の項までの規定により算定した単

位数の合計をいう。

- 8 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、同一建物サービス提供減算、(14)の項から(19)の項までのサービス提供体制強化加算、(21)の項から(24)の項までの介護職員処遇改善加算および(25)の項から(38)の項までの介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の算定項目の対象外とする。
- 9 業務継続計画未策定減算は、感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備および非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの間、適用しない。
- 10 送迎未実施減算は、(1)の項の介護予防通所介護相当サービス(要支援1)を算定する場合は1月につき376単位、(2)の項の介護予防通所介護相当サービス(要支援2)を算定する場合は1月につき752単位を限度とする。
- 11 (25)の項から(38)の項までの介護職員等処遇改善加算は、令和7年3月31日までの間に限り、適用するものとする。

付 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

彦根市告示第136号の3

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防訪問介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防訪問介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防訪問介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防訪問介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防訪問介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防訪問介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱(平成29年彦根市告示第45号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第43条関係)

区分	基本単位数または加算単位数	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	特別地域加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
(1) 介護予防訪問介護相当サービス(Ⅰ)	1月につき1,176単位	100分の1	100分の1	100分の15	100分の10	100分の5
(2) 介護予防訪問介護相当サービス(Ⅱ)	1月につき2,349単位	100分の1	100分の1	100分の15	100分の10	100分の5
(3) 介護予防訪問介護相当サービス(Ⅲ)	1月につき3,727単位	100分の1	100分の1	100分の15	100分の10	100分の5
(4) 初回加算	1月につき200単位	—	—	—	—	—
(5) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき100単位	—	—	—	—	—

(6) 生活機能 向上連携加算 (Ⅱ)	1 月につき 200 単位	—	—	—	—	—
(7) 口腔連携 強化加算	1 回につき 50 単位(1 月に 1 回を限度とする。)	—	—	—	—	—
(8) 介護職員 処遇改善加算 (Ⅰ)	1 月につき所定単位 数に 1,000 分の 245 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(9) 介護職員 処遇改善加算 (Ⅱ)	1 月につき所定単位 数に 1,000 分の 224 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(10) 介護職員 処遇改善加算 (Ⅲ)	1 月につき所定単位 数に 1,000 分の 182 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(11) 介護職員 処遇改善加算 (Ⅳ)	1 月につき所定単位 数に 1,000 分の 145 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(12) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(1)	1 月につき所定単位 数に 1,000 分の 221 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(13) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(2)	1 月につき所定単位 数に 1,000 分の 208 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(14) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(3)	1 月につき所定単位 数に 1,000 分の 200 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(15) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(4)	1 月につき所定単位 数に 1,000 分の 187 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(16) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(5)	1 月につき所定単位 数に 1,000 分の 184 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(17) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(6)	1 月につき所定単位 数に 1,000 分の 163 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(18) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(7)	1 月につき所定単位 数に 1,000 分の 163 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(19) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(8)	1 月につき所定単位 数に 1,000 分の 158 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(20) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(9)	1 月につき所定単位 数に 1,000 分の 142 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(21) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(10)	1 月につき所定単位 数に 1,000 分の 139 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(22) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(11)	1 月につき所定単位 数に 1,000 分の 121 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(23) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(12)	1 月につき所定単位 数に 1,000 分の 118 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—

(24) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)	1 月につき所定単位数に 1,000 分の 100 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(25) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)	1 月につき所定単位数に 1,000 分の 76 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—

別表備考 4 中「、業務継続計画未策定減算および特別地域加算」を「および業務継続計画未策定減算」に改め、「減じた数に」の次に「、特別地域加算」を加え、「または中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を「および中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」に改め、「にあつては」の次に「特別地域加算、」を加え、同表備考 6 中「(10)の項」を「(11)の項」に、「、(11)の項および(12)の項の介護職員等特定処遇改善加算および(13)の項の介護職員等ベースアップ等支援加算」を「および(12)の項から(25)の項までの介護職員等処遇改善加算」に改め、同表備考に次のように加える。

8 (12)の項から(25)の項までの介護職員等処遇改善加算は、令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り、適用するものとする。

付 則

この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 136 号の 4

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス A の事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに通所型サービス A に要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス A の事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに通所型サービス A に要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス A の事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに通所型サービス A に要する費用の額を定める要綱(平成 29 年彦根市告示第 48 号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第 33 条関係)

区分	基本単位数または加算単位数	利用定員超過減算	介護職員減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	同一建物サービス提供減算	送迎未実施減算
(1) 通所型サービス A (要支援 1)	1 月につき 1,528 単位	100 分の 70	100 分の 70	100 分の 1	100 分の 1	100 分の 5	1 月につき 320 単位	片道につき 40 単位
(2) 通所型サービス A (要支援 2)	1 月につき 3,078 単位	100 分の 70	100 分の 70	100 分の 1	100 分の 1	100 分の 5	1 月につき 639 単位	
(3) 生活機能向上グループ活動加算	1 月につき 85 単位	—	—	—	—	—	—	—
(4) 若年性認知症利用者受入加算	1 月につき 204 単位	—	—	—	—	—	—	—

(5) 栄養アセスメント加算	1 月につき 43 単位	—	—	—	—	—	—	—
(6) 栄養改善加算	1 月につき 170 単位	—	—	—	—	—	—	—
(7) 口腔機能向上加算 (Ⅰ)	1 月につき 128 単位	—	—	—	—	—	—	—
(8) 口腔機能向上加算 (Ⅱ)	1 月につき 136 単位	—	—	—	—	—	—	—
(9) 一体的サービス提供加算	1 月につき 408 単位	—	—	—	—	—	—	—
(10) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	1 月につき 85 単位 (3 月に 1 回を限度とする。)	—	—	—	—	—	—	—
(11) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	1 月につき 170 単位	—	—	—	—	—	—	—
(12) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)	1 回につき 17 単位 (6 月に 1 回を限度とする。)	—	—	—	—	—	—	—
(13) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	1 回につき 4 単位 (6 月に 1 回を限度とする。)	—	—	—	—	—	—	—
(14) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (要支援 1)	1 月につき 75 単位	—	—	—	—	—	—	—
(15) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (要支援 2)	1 月につき 150 単位	—	—	—	—	—	—	—
(16) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (要支援 1)	1 月につき 61 単位	—	—	—	—	—	—	—
(17) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (要支援 2)	1 月につき 122 単位	—	—	—	—	—	—	—
(18) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) (要支援 1)	1 月につき 20 単位	—	—	—	—	—	—	—
(19) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) (要支援 2)	1 月につき 41 単位	—	—	—	—	—	—	—
(20) 科学的介護推進体制加算	1 月につき 34 単位	—	—	—	—	—	—	—
(21) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1 月につき所定単位数に 1,000 分の 92 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—

(22) 介護職員 処遇改善加算 (Ⅱ)	1月につき所定単 位数に1,000分の 90を乗じて得た単 位数	—	—	—	—	—	—	—
(23) 介護職員 処遇改善加算 (Ⅲ)	1月につき所定単 位数に1,000分の 80を乗じて得た単 位数	—	—	—	—	—	—	—
(24) 介護職員 処遇改善加算 (Ⅳ)	1月につき所定単 位数に1,000分の 64を乗じて得た単 位数	—	—	—	—	—	—	—
(25) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(1)	1月につき所定単 位数に1,000分の 81を乗じて得た単 位数	—	—	—	—	—	—	—
(26) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(2)	1月につき所定単 位数に1,000分の 76を乗じて得た単 位数	—	—	—	—	—	—	—
(27) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(3)	1月につき所定単 位数に1,000分の 79を乗じて得た単 位数	—	—	—	—	—	—	—
(28) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(4)	1月につき所定単 位数に1,000分の 74を乗じて得た単 位数	—	—	—	—	—	—	—
(29) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(5)	1月につき所定単 位数に1,000分の 65を乗じて得た単 位数	—	—	—	—	—	—	—
(30) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(6)	1月につき所定単 位数に1,000分の 63を乗じて得た単 位数	—	—	—	—	—	—	—
(31) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(7)	1月につき所定単 位数に1,000分の 56を乗じて得た単 位数	—	—	—	—	—	—	—
(32) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(8)	1月につき所定単 位数に1,000分の 69を乗じて得た単 位数	—	—	—	—	—	—	—
(33) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(9)	1月につき所定単 位数に1,000分の 54を乗じて得た単 位数	—	—	—	—	—	—	—
(34) 介護職員 等処遇改善加 算(Ⅴ)(10)	1月につき所定単 位数に1,000分の 45を乗じて得た単 位数	—	—	—	—	—	—	—

(35) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)	1 月につき所定単位数に 1,000 分の 53 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(36) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)	1 月につき所定単位数に 1,000 分の 43 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(37) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)	1 月につき所定単位数に 1,000 分の 44 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—
(38) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)	1 月につき所定単位数に 1,000 分の 33 を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—	—	—

別表備考 6 中「または業務継続計画未策定減算」を「および業務継続計画未策定減算」に改め、同表備考 8 中「(23)の項」を「(24)の項」に、「、(24)の項および(25)の項の介護職員等特定処遇改善加算および(26)の項の介護職員等ベースアップ等支援加算」を「および(25)の項から(38)の項までの介護職員等処遇改善加算」に改め、同表備考に次のように加える。

11 (25)の項から(38)の項までの介護職員等処遇改善加算は、令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り、適用するものとする。

付 則

この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 136 号の 5

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス A の事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに訪問型サービス A に要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス A の事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに訪問型サービス A に要する費用の額を定める要綱の一部を改正する告示

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス A の事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに訪問型サービス A に要する費用の額を定める要綱(平成 29 年彦根市告示第 46 号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第 33 条関係)

区分	基本単位数または加算単位数	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	特別地域加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
(1) 訪問型サービス A (Ⅰ)	1 月につき 1,000 単位	100 分の 1	100 分の 1	100 分の 15	100 分の 10	100 分の 5
(2) 訪問型サービス A (Ⅱ)	1 月につき 1,997 単位	100 分の 1	100 分の 1	100 分の 15	100 分の 10	100 分の 5
(3) 訪問型サービス A (Ⅲ)	1 月につき 3,168 単位	100 分の 1	100 分の 1	100 分の 15	100 分の 10	100 分の 5

(4) 初回加算	1月につき170単位	—	—	—	—	—
(5) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき85単位	—	—	—	—	—
(6) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき170単位	—	—	—	—	—
(7) 口腔連携強化加算	1回につき43単位 (1月に1回を限度とする。)	—	—	—	—	—
(8) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき所定単位数に1,000分の245を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(9) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき所定単位数に1,000分の224を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(10) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき所定単位数に1,000分の182を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(11) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき所定単位数に1,000分の145を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	1月につき所定単位数に1,000分の221を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	1月につき所定単位数に1,000分の208を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	1月につき所定単位数に1,000分の200を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	1月につき所定単位数に1,000分の187を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	1月につき所定単位数に1,000分の184を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(17) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	1月につき所定単位数に1,000分の163を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—
(18) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	1月につき所定単位数に1,000分の163を乗じて得た単位数	—	—	—	—	—

(19) 介護職員等 処遇改善加算 (V) (8)	1 月につき所定単 位数に 1,000 分の 158 を乗じて得た 単位数	—	—	—	—	—
(20) 介護職員等 処遇改善加算 (V) (9)	1 月につき所定単 位数に 1,000 分の 142 を乗じて得た 単位数	—	—	—	—	—
(21) 介護職員等 処遇改善加算 (V) (10)	1 月につき所定単 位数に 1,000 分の 139 を乗じて得た 単位数	—	—	—	—	—
(22) 介護職員等 処遇改善加算 (V) (11)	1 月につき所定単 位数に 1,000 分の 121 を乗じて得た 単位数	—	—	—	—	—
(23) 介護職員等 処遇改善加算 (V) (12)	1 月につき所定単 位数に 1,000 分の 118 を乗じて得た 単位数	—	—	—	—	—
(24) 介護職員等 処遇改善加算 (V) (13)	1 月につき所定単 位数に 1,000 分の 100 を乗じて得た 単位数	—	—	—	—	—
(25) 介護職員等 処遇改善加算 (V) (14)	1 月につき所定単 位数に 1,000 分の 76 を乗じて得た単 位数	—	—	—	—	—

別表備考 4 中「または業務継続計画未策定減算」を「および業務継続計画未策定減算」に、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を「特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算および中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」に改め、同表備考 5 中「(5)の項」を「(7)の項」に改め、同表備考 6 中「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を「特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」に、「(6)の項から(8)の項まで」を「(8)の項から(11)の項まで」に、「(9)の項および(10)の項の介護職員等特定処遇改善加算および(11)の項の介護職員等ベースアップ等支援加算」を「および(12)の項から(25)の項までの介護職員等処遇改善加算」に改め、同表備考に次のように加える。

8 (12)の項から(25)の項までの介護職員等処遇改善加算は、令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り、適用するものとする。

付 則

この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 137 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 101 条の規定により、令和 6 年 6 月彦根市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 6 月 3 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 期日 令和 6 年 6 月 10 日
- 2 場所 彦根市議会議場

彦根市農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、彦根市農用地利用集積計画を次のとおり定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和6年5月20日

彦根市長 和田 裕 行

(以下省略)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年5月27日

彦根市長 和田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市後三条町288番地 ライパーセル株式会社 代表取締役 中村 光志	彦根市南川瀬町字尻廣 1480番12の一部	2,841.24㎡	令和6.5.27	990

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により、選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録する日を次のとおり定める。

令和6年5月31日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野 瀬 毅

登録日 令和6年6月3日(月)

令和6年9月2日(月)

令和6年12月2日(月)

令和7年3月3日(月)

彦根市選挙管理委員会告示第9号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和6年5月31日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野 瀬 毅

記

1 日時 令和6年6月3日(月) 午前9時30分

2 場所 彦根市役所本庁舎 会議室2-2

3 議題

(1) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について

(2) 永久選挙人名簿の定時登録について

(3) その他

彦根市選挙管理委員会告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条

第 1 項および第 86 条第 1 項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、令和 6 年 6 月 3 日現在において次のとおりである。

令和 6 年 6 月 3 日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野 瀬 毅

50 分の 1 の数 1,820 人

6 分の 1 の数 15,166 人

3 分の 1 の数 30,332 人

農 業 委 員 会 告 示

彦根市農業委員会告示第 5 号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 6 月 3 日

彦根市農業委員会

会長 田 中 金 二

記

1 日時 令和 6 年 6 月 10 日(月) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

2 場所 農村環境改善センター 洋室

3 議題

(1) 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

(3) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

(4) 彦根市農用地利用集積計画(案)について

水 道 事 業 告 示

彦根市水道事業告示第 5 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 6 年 5 月 30 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	577
氏名または名称	株式会社西武管商
代表者氏名	代表取締役 浦瀬 武夫
住所	岐阜市宇佐南三丁目 5 番 18 号
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社西武管商 滋賀支店
上記事業所の所在地	長浜市八幡中山町 1189 番地 1
指定年月日	令和 6 年 5 月 16 日

消 防 本 部 告 示

彦根市消防本部告示第 1 号

彦根市消防本部遠隔移報システム通報指導要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 6 年 6 月 3 日

彦根市消防長 武 山 智 昭

彦根市消防本部遠隔移報システム通報指導要綱を廃止する告示

彦根市消防本部遠隔移報システム通報指導要綱(平成 2 年彦根市消防本部告示第 1 号)は、廃止する。

付 則

この告示は、令和6年6月3日から施行する。
